

○南会津町町産材利用住宅促進事業補助金交付要綱

令和5年3月24日

告示第22号

(目的)

第1条 町産材の地産地消による安定的な木材需要の確保及び地域経済の活性化を目的として、町産材を使用して住宅を建築する施主に対して、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町産材 南会津町内で伐採及び製材された木材をいう。
- (2) 施主 建築工事の発注者をいう。
- (3) 工務店等 町内に本社機能を置く工務店又は個人事業者で、建築基準法（昭和25年法律第201号。）に基づき住宅の建築工事を請け負う者をいう。
- (4) 新築 新たに建物を建てる工事をいう。
- (5) 増築 既存の住宅の床面積を増加させる工事をいう。
- (6) 改築 既存の住宅の用途、規模を同程度として作り直す工事をいう。
- (7) 専用住宅 施主が居住することを目的とした、生活するために必要な居室、台所、便所及び浴室を有する一戸建ての住宅をいう。
- (8) 併用住宅 施主が居住及び事業の用途に要する部分を有し、两部分を相互に屋内で移動可能な住宅をいう。
- (9) 薪ストーブ 薪を燃料として使用する暖房器具で、二次燃焼構造を有するものをいう。

(補助対象者及び交付要件)

第3条 南会津町町産材利用住宅促進事業（以下「本事業」という。）の補助金は、町内で建築する住宅（以下「当該住宅」という。）の施主とし、次の各号のいずれにも該当する者に交付する。

- (1) 施主と工務店等は、当該住宅の新築、増築又は改築の工事に係る契約を申請日前までに締結し、かつ申請日の属する年度の3月31日までに当該住宅の引渡（引受）ができること。
- (2) 施主は、町内に住民登録がされている者又は竣工後に速やかに住民登録を確約できる者であること。
- (3) 施主は、当該住宅の所有者であり、かつ竣工から5年以上居住すること。

- (4) 当該住宅は、専用住宅又は併用住宅であること。ただし、併用住宅にあつては、延べ床面積の2分の1以上を専用住宅の用に供していること。
- (5) 新築にあつては5 m<sup>3</sup>以上、増築及び改築にあつては2 m<sup>3</sup>以上の町産材を使用すること。
- (6) 工務店等は、町産材を使用した住宅の理解と関心を高めることを目的に、町長が別に指定する方法で本事業の成果を取りまとめること。
- (7) 施主は、市区町村税（市区町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、当該住宅に使用する町産材1 m<sup>3</sup>（1 m<sup>3</sup>未満については、これを切り捨てる。）当たり50,000円とする。ただし、1戸当たりの補助金の上限額は、1,000,000円とする。

- 2 新築、増築又は改築と併せて薪ストーブを1台以上設置する場合は、200,000円を加算する。

（補助金の交付申請及び申請受付期間）

第5条 補助金の交付申請をしようとする施主（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 施主の住民票（発行日から3か月以内のもの）
- (2) 施主と工務店等との契約書の写し
- (3) 当該住宅の位置図、平面図、立面図、使用する木材の全体の数量及び町産材の数量が分かる木割表、併用住宅にあつては延べ床面積の内訳がわかる資料
- (4) 薪ストーブを設置する場合は、二次燃焼構造を有していることがわかる資料（カタログの写し等）
- (5) 施主の納税証明書

- 2 申請受付期間は、町長が別に定めるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、次の選考順位に基づきこれを審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

選考順位	選考基準
1	当該住宅に使用する町産材の量が多いもの
2	当該住宅に使用する木材のうち町産材の割合が高いもの
3	当該住宅の新築

4	当該住宅の増築
5	当該住宅の改築

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更申請書（様式第3号）に変更に関する関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときはこれを審査し、その他必要な調査を実施した上でその適否を決定し、適当と認めるときは補助金変更決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、当該住宅の引渡しを受けた日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添付し、工務店等を経由して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事引渡（受渡）書の写し
- (2) 当該住宅の木割表（申請と実績で差異があるとき）
- (3) 当該住宅に使用した町産材の納入業者名及び製品名並びに数量が分かる納品書等の写し
- (4) 町産材証明書（様式第6号）
- (5) 工事及び竣工の写真（町産材の納品、軸組全体、町産材施工箇所、竣工後の外観及び内観、薪ストーブを設置した場合、その設置箇所）
- (6) 施主が補助金申請時に町内に住民登録がなされていない場合、町内に住民登録後の住民票
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告に係る関係書類等を審査及び確認の上、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が決定額と同額の場合は、通知を省略できるものとする。

(補助金の請求等)

第10条 補助対象者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前項に掲げるもののほか、町長が補助金を交付する者としてふさわしくないことを認めるとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助対象者が当該住宅の引渡しを受けた日から起算して5年以内に、当該住宅を第三者へ譲渡し、又は解体したときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項に規定する返還を求める金額は次のとおりとする。

経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付決定額の100%
1年以上2年未満	交付決定額の80%
2年以上3年未満	交付決定額の60%
3年以上4年未満	交付決定額の40%
4年以上5年未満	交付決定額の20%

3 町長は、前各項の規定にかかわらず、災害、相続又はその他やむを得ない事業がある場合であって、補助対象者又は親族から申し出があったときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(検査等に対する協力)

第13条 補助対象者は、この要綱による補助金の交付等に関し、町長が必要と認める検査又は調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(会計帳簿の整理等)

第14条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を掲載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。